

## 甲府市店舗シェアサービス実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、甲府市中心市街地に存する営業店舗や遊休不動産の有効活用を図る中で、新規出店希望者等への支援を目的として実施する甲府市店舗シェアサービス事業について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 営業店舗 中心市街地に存する、現に活用されている事業用の建物及び賃貸建物、並びに敷地をいう。
- (2) 遊休不動産 中心市街地に存する、現に活用されていない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）事業用の建物及び賃貸建物（現況で再利用可能なもの又は軽微な修繕等で再利用可能になるもの）、並びに敷地をいう。
- (3) 所有者 営業店舗及び遊休不動産に係る所有権その他権利により、当該物件の売却若しくは賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 入居者 建物を賃借し、自身の店を営んでいる者をいう。
- (5) 甲府市店舗シェアサービス事業 営業店舗の空きスペースや空き時間の貸与を希望する所有者等から申込みを受けた情報を登録し、営業店舗の空きスペース等を利用した出店を希望する者（以下「出店希望者」という。）に対し、情報提供を行い、物件の所有者や入居者の意向を踏まえ、柔軟にマッチングを行うための次の各号の取組をいう。

ア 営業店舗等の空きスペースや空き時間の貸与の活用に関する各種相談への対応

イ 営業店舗等の空きスペースや空き時間の貸与に関する情報提供・情報発信

ウ 営業店舗等に関する所有者・入居者の意向と出店希望者との調整

エ 現地調査等による営業店舗等の確認及び所有者等への店舗シェアサービスへの登録勧奨

- (6) 甲府市店舗シェアサービス登録店舗 営業店舗の空きスペースや空き時間の貸与を希望する所有者や入居者等から申込みを受け、情報が登録された店舗（以下「登録店舗」という。）のことをいう。

### (甲府市店舗シェアサービスの登録申込み等)

第3 甲府市店舗シェアサービスに関する登録を受けようとする所有者又は入居者（以下「申込者」という。）は、甲府市店舗シェアサービス登録申込書（第1号様式、以下「登録申込書」という。）及び甲府市店舗シェアサービス登録カード（第2号様式、以下「登録カード」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の申込みをすることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (2) 暴力団員が経営者等（個人である場合はその者、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。）又は経営に実質的に関与していると認められる事業者
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

3 申込者は、前項の各号に該当しないことを示すため、甲府市店舗シェアサービス登録誓約書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、適切であると認めたときは、登録番号を付して、甲府市店舗シェアサービス台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

5 市長は、前項の規定による登録をしたときは、甲府市店舗シェアサービス登録通知書（第4号様式）により当該申込者に通知するものとする。

（登録期間及び更新）

第4 甲府市店舗シェアサービスの登録期間は2年とする。

2 前項の期間が満了する日の1月前までに、登録店舗から、甲府市店舗シェアサービス登録抹消届出書（第5号様式）による登録抹消の申し出がないときは、さらに2年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（甲府市店舗シェアサービスの登録の抹消）

第5 市長は、登録店舗から甲府市店舗シェアサービス登録抹消届出書（第5号様式）の提出があったとき又は次の各号のいずれかに該当したときは、当該物件を登録台帳から抹消するとともに、登録店舗へ通知（第6号様式）するものとする。

- (1) 当該営業店舗又は遊休不動産に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録店舗が第4第2項各号に掲げる者であったとき。
- (3) 登録事項に虚偽の内容が認められたとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

（情報提供）

第6 市長は、必要に応じ、甲府市及び合同会社まちづくり甲府のホームページへの掲載、その他の方法により、登録店舗や遊休不動産に関する情報を公開するも

のとする。ただし、登録店舗が希望しない事項については、この限りではない。

2 前項の規定により公開する情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 所在地
- (2) 物件の概要
- (3) 利用状況
- (4) 設備状況
- (5) 位置図及び間取り図
- (6) 写真

(甲府市店舗シェアサービス利用の申請要件)

第7 出店希望者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 中心市街地内に店舗を構えておらず、将来的に、当該エリア内で出店する意欲のある者。
- (2) 商品の販売やサービスの提供にあたり、必要な許認可を受けている者。
- (3) 小売業、飲食業、サービス業その他これらに類する営業を行う者。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、第3第2項各号のいずれかに該当する者は、出店事業者の要件を満たさない。

(利用の申込み及び通知)

第8 出店希望者は、甲府市店舗シェアサービス物件利用申込書(第7号様式)に必要な事項を記入し、誓約書(第3号様式)を添えて、市長に申し込むものとする。

2 市長は、登録店舗と出店希望者との調整を行う。

3 市長は、前項の規定による調整が整った場合は、甲府市店舗シェアサービス利用通知書(第8号様式)において、登録店舗及び出店希望者にその旨を通知するものとする。

(登録店舗の利用方法)

第9 前条の規定により、甲府市店舗シェアサービス利用通知書を受けた事業者(以下「出店事業者」という。)は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録店舗における利用できるスペースは現況使用とする。
- (2) 登録店舗内に機材、器具の搬入が伴う場合は、床・壁等を必ず養生を行うこと。
- (3) ゴミは持ち帰ること。
- (4) 利用後に清掃を行い、原状回復すること。
- (5) 登録店舗が帰属する建造物や付帯設備・備品などを破損又は紛失した場合、出店事業者が修理代等としてその損害を賠償するものとする。

- (6) 販売方法は次のとおりとする。
- ア 商品表示は特徴、製造方法など、法令等に基づく各種所定の表示をすること。
  - イ 税込み価格とし、商品価値に応じた適切な価格を出店事業者自身で設定すること。
  - ウ 価格表示は税込み価格とし、商品価値に応じた適切な価格を出店事業者自身で設定すること。
  - エ 食品販売する出店事業者は、次の事項を満たさなければならない。
    - (ア) 食中毒などに対する保険（食品事業者総合保険/食品賠償保険共済）等に参加していること。
    - (イ) 食品衛生関連法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- (7) 出店事業者が販売した商品等に対する責任は出店者に帰属する。

(禁止事項)

第10 出店事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用の権利を第三者に譲渡、転貸又は販売等の管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 呼び込み販売及び指定された場所以外での販売をすること。
- (4) 危険物を販売すること。
- (5) 許可された品目以外の商品を販売すること。
- (6) 登録店舗及び近隣店舗等に迷惑となる拡声器、音響機器類を使用すること。
- (7) 登録店舗に対する修理、改築、改造、模様替え、扉鍵の交換・改造、その他現状を変更する行為。
- (8) 指定された目的や指定場所以外で火気を使用すること。
- (9) 危険物を持ち込むこと。
- (10) 政治活動、宗教活動、それに類する勧誘活動をすること。
- (11) その他、登録店舗及び近隣店舗等に迷惑を及ぼす行為をすること。

(利用料及び利用期間)

第11 甲府市店舗シェアサービス事業における登録店舗の利用料は無料とする。

2 登録店舗内の電気・ガス・水道、その他備品等の使用に際して、所有者又は入居者は出店事業者にその費用を請求できる。ただし、実費相当分とする。

3 利用できる期間は2週間以内とする。

(実績報告)

第12 出店事業者は出店後に、実績報告書（第9号様式）を市長へ提出しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第13 登録店舗及び出店事業者等は、甲府市店舗シェアサービスにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益もしくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう、適切に管理すること。
- (3) 個人情報については、業務終了後速やかに廃棄又は消去その他適正な措置を講じること。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。